

2013年11月1日

米国財務会計基準審議会 御中

会計基準更新書案「保険契約（トピック 834）」に対するコメント

当委員会は、保険契約プロジェクトにおける米国財務会計基準審議会（FASB）の長年にわたる努力に敬意を表するとともに、会計基準更新書案「保険契約（トピック 834）」（以下「本公開草案」という。）にコメントする機会を歓迎する。

全般的なコメント

1. 我々は、保険契約に係る財務報告の要求事項を改善し、単純化させ、拡充させるとともに、投資者の意思決定に有用となる情報を提供するという本公開草案の目的を支持している。
2. 2008年以來、FASBと国際会計基準審議会（IASB）は保険契約の会計基準について共同で審議を行ってきたが、IASBが2013年6月に公表した改訂公開草案「保険契約」（以下「IASB改訂公開草案」という。）における保険契約の会計モデルと本公開草案における保険契約の会計モデルは、その根幹に係る部分で、依然として一致していない。我々は、保険契約に関する財務情報についてグローバルな比較可能性を確保することは重要と考えており、保険契約に関する会計基準が高品質でグローバルに共通したものとなるよう、IASBとFASB（以下「両審議会」という。）が会計モデルの共通化に向けた取組みを引き続き行うことを期待する。
3. このため、本コメント・レターの作成にあたって、我々は、保険会計モデルの中核に関する論点及び両審議会の提案になお大きな相違が存在する論点の一部に焦点をあてている。また、我が国関係者からのフィードバックを踏まえ、我が国で米国会計基準を適用している企業への影響が大きいと考えられる論点についても併せてコメントをしている。本コメント・レターにおいて、我々がコメントを提供するのは、具体的には、次の点である。
 - (1) 本会計基準更新書案の適用範囲（本公開草案 質問1）
 - (2) キャッシュ・フローの見積りの変更の取扱い（本公開草案 質問13）
 - (3) 割引率の変動による影響の表示（本公開草案 質問16、19）
 - (4) 保険契約収益の表示（本公開草案 質問31、32）
4. 我々は、とりわけ、次の点について重要と考えており、再審議の過程において慎重

な検討を期待している。

- (1) 本公開草案では、将来キャッシュ・フローの見積りの変更が履行キャッシュ・フローの測定に与える影響を直ちに純損益に認識することが提案されているが、我々は当該提案に同意しない。我々は、将来のカバー及び他の将来のサービスに関連する将来キャッシュ・フローの見積りの変更の影響についてはマージンで調整し、契約期間にわたって当該変動の影響を認識することを提案する。
 - (2) 本公開草案では、割引率の変動に起因する履行キャッシュ・フローの変動額をその他の包括利益（OCI）に表示することが提案されている。しかし、経済的に対応関係が図られている状況において、当該提案を適用すると、結果として、会計上のミスマッチが生じる可能性がある。例えば、企業の資産及び負債のポジション（デリバティブ契約を含む）が効果的に対応しているにも関わらず、会計上のミスマッチが生じる可能性がある点について懸念される。
5. 本公開草案における個別の質問に対する我々のコメントは、次のとおりである。

各質問に対するコメント

1. 範囲（金融保証契約も対象）（Q1）

質問1：（全員）

本ガイダンス案の範囲及び範囲除外に、非保険会社が引き受ける契約への適用も含め、同意するか。同意しない場合、どの種類の保険又は取引を含めるべきか、又は範囲から除外すべきか。理由は何か。

6. 我々は、本公開草案で提案されている範囲について概ね同意する。しかし、本公開草案では、通常、保険会社が引き受ける保険契約以外にも、会計基準更新書「金融サービス保険（トピック 944）」で定められている金融保証保険契約¹にも本公開草案で示されている会計処理を適用することが提案されており、こうした契約に対して、本公開草案における要求事項を一律に適用することに同意しない。
7. 我々は、本公開草案で提案されている測定方法によって、保険契約から生じるキャッシュ・フローに関するリスクと不確実性をより良く反映することになると一般的に考えている。また、本公開草案が適用対象としている金融保証保険契約は、保険契約と性質が類似するものと考えられる。このため、保険会社に典型的にみられるように、企業が金融保証保険契約と保険契約をともに発行している場合には、両者に同様の要求事項を適用することは適切と考えている。
8. しかし、金融保証保険契約は、必ずしもこのような状況においてのみ提供されるものではない。また、同契約は他の適切な会計基準が適用される信用供与契約とも経済的に類似している。例えば、銀行にとっては、債務者に対して直接貸出金を提供すると、同債務者が第三者から行う資金調達に対して債務保証を提供する契約とでは、債務者への信用リスクを負担しているという点で経済実態は類似している。
9. このため、我々は、金融保証保険契約がこうした他の信用供与契約とともに取引されているような状況においては、両者に同じ会計処理を適用した方が、企業の経済実態をより適切に反映することになると考えている。一方、本公開草案で提案されている会計モデルが極めて複雑なものであることを踏まえると、我々は、財務諸表作成者が本会計基準更新書案を理解し、適切に運用することは過剰な負担を伴うものと考えている。したがって、他の基準の適用によって経済実態をより適正に反映できる状況において、本会計基準更新書案の適用を要求することは、費用対効果のバランスが維持されないと考えている。

¹ 金融保証保険契約とは、債務不履行が生じた場合に財務損失から生じる金融債務の保有者に対してプロテクションを提供する保険会社によって発行される契約である（会計基準書「金融サービス保険（トピック 944）」第 20-20 項 用語集）。

10. このような点を踏まえ、我々は、IASB 改訂公開草案における提案と同様に、企業が過去において当該契約について保険契約に該当すると明示的に宣言をし、保険契約に適用される会計処理を使用している場合を除き、金融保証保険契約について、本会計基準更新書案によらず、他の適切な会計基準の適用を要求することを提案する。

II. キャッシュ・フローの見積りの変更の取扱い（質問 13）

質問 13：

本更新書案におけるキャッシュ・フローの見積りの変更（割引率の変更から生じる負債の変動の影響を除く）を報告期間の純利益に認識するというアプローチに同意するか。同意しない場合、何を提案し、理由は何か。

11. 我々は、キャッシュ・フローの見積りの変更（割引率の変更から生じる負債の変動の影響を除く）のすべてについて報告期間の純損益に直ちに認識することに同意しない。将来のカバー及び他の将来のサービスに関連する将来キャッシュ・フローの見積りの変更をマージンで調整し、将来の契約期間にわたって当該変動の影響を認識すべきと考えている²。
12. 我々は、マージンは、保険契約の未稼得利益を表すべきものと考えており、将来のカバー及び他の将来のサービスに関連する将来キャッシュ・フローの見積りの変更は、マージンで調整すべきと考えている。これによって、我々は、財務諸表利用者が保険契約から生じる利益に関する有用な情報を入手できることになると考えている。
13. 他方、本公開草案では、保険契約の当初認識時点において初日の利益を認識させないようにマージンを認識するとともに、将来キャッシュ・フローの見積りの変更を直ちに純損益に認識する方法（ロック法）に従って、将来のカバー及び他の将来のサービスに関連する将来キャッシュ・フローの見積りが当初認識・測定後に変更された場合、マージン残高は変更されず、当初予定したリスクからの解放パターンに応じて純損益に認識されることになる。当該方法によると、保険契約の当初認識時点における予想稼得利益はその後の期間に規則的に配分されるとともに、見積りに変更があった時点で当該見積りの変更の影響が純損益に反映されることになる。こ

² 我々の分析では、アンロック法に基づく会計処理を行う場合、次の2つの方法があると考えている。

- (1) 将来キャッシュ・フローの見積りの変更をマージンで将来に向かって調整する方法（IASB 改訂公開草案で提案されている方法）
- (2) 契約期間にわたって見込まれるマージンを、保険契約に関する履行義務が充足された程度の見積り（進捗率）に従って純損益に認識する方法（FASB 会計基準更新書案「収益認識（トピック 605）：顧客との契約から生じる収益」第 38 項及び第 49 項と整合的な方法）

うした取扱いは、当初の見積りに基づいたマージンの解放金額（比較的安定的な損益）と事後における見積りの変更の影響（変動可能性の高い損益）の双方を包括利益計算書において表示することを通じて、より透明な情報を表示することに寄与する可能性がある。

14. しかし、我々は、当該方法によると、マージンの残高は最新の見積りに基づいた未稼得利益を表さなくなる点を懸念している。当該方法によると、当初認識・測定時点と事後測定時点とで、マージン残高が表象する内容が整合的でなくなるため、我々は、その性格について説得的な説明が困難と考えている。

III. 割引率の変更による影響の表示 (Q16、19)

質問 16 : (全員)

割引率の変更による履行キャッシュ・フローの現在価値の変動をその他の包括利益に認識することで、引受に係る業績の影響を割引率の変更の影響（それは時の経過とともに振り戻される）から分離することに同意するか。同意しない場合、割引率の変更の影響は純利益に表示されるべきと考えるか。その理由を述べよ。

質問 19 : (作成者及び監査人)

利息費用は、一般的に契約ポートフォリオが最初に認識された日に決定された割引率に基づかなければならないことに同意するか。その理由は何か。同意しない場合、その理由は何か。同意しない場合、何を提案するか。

15. 保険契約は、保険者が比較的長期にわたって契約に基づく支払いの履行を約束するものであり、当初認識後の状況の変化によって保険料の受取や保険金の支払いのキャッシュ・フローの金額・時期・不確実性が大きく変化する。このような保険契約の性質を踏まえ、我々は、当該キャッシュ・フローを報告日時点における現在価値ベースで再測定することは保険者の財政状態を表示する観点から適切と考えている。しかし、履行キャッシュ・フローの変更額のすべてを純損益に表示することは財務業績の適正表示の観点から適切とは必ずしも考えない。
16. とりわけ、保険契約に関するキャッシュ・フローが金利水準の変動による影響を含めて大きく変化しない場合には、現在価値計算を行う際のインプットである割引率の変動による影響額はキャッシュ・フローが発生するまでの期間にわたって自動的に巻き戻ることになる。また、保険契約が比較的長期にわたる性質を有することを踏まえると、割引率の変動によって、報告日時点における履行キャッシュ・フローは大きく変動することが予想される。このため、割引率の変動による影響額のすべてを直ちに純損益に認識することは、保険会社の引受業務や投資業務の成果について、財務諸表利用者を誤解させることになるという指摘がある。したがって、当初

認識時に適用された割引率を用いて測定された金利費用を純損益に認識するとともに、割引率の変動の影響を OCI に表示する提案については、一定の合理性があるものと考えられる。

17. しかし、割引率の変動の影響を OCI に表示することによって、新たな会計上のミスマッチが創出されるとの指摘がある。例えば、企業の ALM 管理において、保有する資産と保険契約負債とのデュレーションのミスマッチについて金利スワップ等を用いて縮小させようとする場合、デリバティブ契約が FV-PL で測定されて評価差額が純損益に表示される一方、履行キャッシュ・フローの再測定差額の一部が OCI に表示されることになる。このような場合、経済的には資産と負債との間で対応関係が図られているにも関わらず、会計上のミスマッチが生じてしまうことになる。
18. この点に対処するためには、一定の状況が満たされる場合、割引率の変動に起因する履行キャッシュ・フローの再測定差額を純損益に表示することによって、会計上のミスマッチを削減又は解消することが考えられる。再審議のプロセスにおいて、会計上のミスマッチへの対応について十分な検討を行うことを期待する。

IV. 保険契約収益の表示（質問 31、32）

質問 31：（全員）

すべての保険契約について、純利益に、マージンの変動に関する情報（すなわち、正味の利益）のみではなく、企業が保険契約収益と発生費用を表示する場合、財務諸表利用者は企業の財政状態及び業績を忠実に表現する目的適合性のある情報を入手することになるということに同意するか。同意しない場合、その理由は何か。

質問 32：（全員）

すべての保険契約について、保険事故の発生の有無に関わらず保険契約者又はその受益者に企業が支払いを行う義務がある受領金額を収益から除き、当該金額に対応する払戻を費用から除かなければならないということに同意するか。同意しない場合、何を提案するか。その見解が契約の種類によって異なるかどうかを明記せよ。

（保険契約収益の表示）

19. 我々は、財務諸表利用者による保険契約に関する財務業績の理解を促すとともに、財務諸表の企業間の比較可能性を高める観点から、保険契約収益及び費用の総額を表示する提案を概ね支持する。
20. また、我々は、保険契約収益について、会計基準書「収益基準（トピック 606）」で示されている一般原則の考え方に基づき、保険契約から生じる履行義務が充足される期間において保険契約収益を表示する考え方を支持する。

21. しかし、本公開草案では、報告期間中の残存カバーに係る負債の変動が、企業が当該期間中に提供したカバー又は他のサービスを表すとしており、結果として、当該期間中の発生保険金及び費用に対応する収益が保険契約収益として表示されることになる。このため、本公開草案で提案されている方法によると、保険金支払額の増加に比例して保険契約収益がより多く表示されることになる。我々は、このような収益の表示方法は保険契約に基づく履行義務の充足パターンを適切に表示しているとは必ずしもいえないと考えている。
22. この点、代替的な考え方の1つとして、保険契約に係る履行義務の提供を、カバー期間中の保険事故に対して保険金の支払いを行う待機義務の提供であると捉えたうえで、待機義務の提供に基づき保険契約収益を表示する方法が考えられる。当該考え方に従うと、保険契約収益は契約に従って提供されるサービスの残りの移転を反映する方法によって表示されることになる。当該考え方は、IASB 改訂公開草案の第 32 項で提案されている契約上のサービス・マージンの認識パターンと整合的であるため、これに従うと、保険契約収益を保険期間にわたって規則的に認識することになる。

(見積返還金額の除外)

23. 我々は、保険契約負債の当初認識・測定時点において、保険要素から区分できる投資要素を分離した上で、認識上は分離されていない投資要素（見積返還金額）について、表示上は除外するという考え方を基本的に支持する。
24. 我々の審議においては、仮に財務諸表の表示のあり方に問題があるのであれば、認識上の取扱いについて再検討を行い、認識上の取扱いと表示上の取扱いを整合させるべきという見解も示された。しかし、投資要素と保険要素が区分できない場合、投資要素を分離した上で測定することは複雑性を過度に高めることになるほか、その方法も裁量的になると考えられる。このため、両者が区分できない場合には、本公開草案の要求事項に示されているように、投資要素と保険要素を合わせた形で認識・測定することが適切と考えられる。
25. 他方、例えば、保険契約に含まれる解約返戻金のように、たとえ保険事故が発生しなかった場合でも保険者が保険契約者に返済することを保険契約が要求する見積返還金額は、銀行における預金と類似の性質を有すると考えられるため、これを保険契約収益に含めて表示することは財務業績の表示の観点から必ずしも適切でないと考えられる。このため、我々は、包括利益計算書の表示上、一定の見積返還金額を除外して表示する取扱いは、財務諸表利用者による保険契約に係る財務業績の理解に資するものと考えている。
26. 但し、本公開草案で示されている見積返還金額の定義（保険事故の発生の有無にか

かわらず、企業が保険契約者または受益者に払い戻しを要求される保険契約の構成要素の見積り金額³⁾によると対象範囲が過度に広くなり、将来のカバーに対する保険料の前払部分まで見積返還金額に含まれ得ると考えられる。この点について、財務諸表作成者からは、こうした方法は保険会社内での管理方法と整合的でないほか、見積返還金額の除外に必要な実務上の費用が便益に見合わないのではないかという指摘がなされている。このため、表示上で除外すべき見積返還金額については、費用対効果に留意しつつ、合理的な範囲に限定すべきと考えている。

27. 我々は、表示上で除外すべき見積返還金額が含まれる契約を「保険契約者に係る勘定残高が明示的に区分されている契約及び貯蓄性が高い契約」とすることを提案する。これは、保険契約を発行する企業の財務業績の分析において、保険契約者に係る勘定残高が明示的に区分されている契約⁴⁾や貯蓄性が高い契約は他の保険契約と収益性が異なるために区分して評価しているという財務諸表利用者からのフィードバックを踏まえたものである。我々は、対象範囲の明確化と費用対効果のバランスの観点から、これらの契約に含まれる見積返還金額を表示上は除外することが適切と考えている。

以 上

³⁾ 本公開草案の用語集を参照

⁴⁾ 明示的な勘定残高の識別については、両審議会による2011年11月のスタッフ・ペーパーに記載されている提案を参考にすることが可能と考えられる。